

Go To Eat 食事券事業（北海道） 登録事業者の皆様へ

<北海道商工会議所連合会>

12月27日（日）迄としていた**Go To Eat 食事券事業（北海道）の制限措置は、下記の通り「延長・追加」**されることとなりましたのでお知らせ致します。

記

1. **制限措置の期間：12月28日（月）～1月11日（月）**
2. **制限措置の内容：（1）食事券販売の一時停止（対象：全道）**
※これまでの制限措置と同様
（2）食事券の使用を控えるよう利用者への呼び掛け
※12/27（日）まで → 対象：札幌市内
※12/28（月）から → **対象：全道**

- 注1 利用を控える呼び掛けは「店内飲食」が対象です。
- 注2 注文・待機時の密を避ける配慮をした上でのテイクアウト・デリバリー利用は、呼び掛けの対象外です。
- 注3 お客さまが「呼び掛け」に応じて頂けず、店内飲食で食事券を利用される場合は、以下の項目等を遵守して頂くよう、ご協力をお願い致します。
- 4名以内の単位でのご利用
 - 2時間以内のご利用
 - 食事前の手洗い・消毒、食事中以外のマスク着用
 - 咳エチケットの遵守、大量の飲酒をしない、会話の声は小さく
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、北海道コロナ通知システムへの登録 等
- 注4 登録店は「利用人数の制限」「新北海道スタイル」「外食業の事業継続ガイドライン」を実践して頂きますよう、お願い申し上げます。
- 注5 登録店は、上記期間中、下記ページをプリントし店内に掲示する等、食事券の利用に関する注意事項の呼び掛けにご協力願います。

ご来店のお客さまへ

(ご協力のお願い)

北海道では、
新型コロナウイルス感染拡大の
状況を踏まえ、
Go To Eat キャンペーン食事券の
ご利用を極力控えていただくよう
ご協力をお願いしております。

期間

R2/12/28 (月) ~ R3/1/11 (月)